

## Go To Eat キャンペーン 参加店舗同意書

※下記をご一読の上、左側の□にチェック（✓）を入れてください。

### 【営業形態】

- 当店は、日本標準産業分類（平成 25 年 10 月改訂）の中分類「76 飲食店」に分類される飲食店（主として客の求めに応じ調理した飲食料品をその場で飲食させる飲食店）であり、かつ、食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 52 条第 1 項に基づく「飲食店営業」又は「喫茶店営業」の許可を得ています。
- ◆ 次のいずれかに該当します。
- 当店は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（以下「風営法」という。）第 2 条第 4 項に規定される「接待飲食等営業」及び同条第 11 項に規定される「特定遊興飲食店営業」の許可を得た営業を行っていません。
- 当店は、風営法の許可を有しているものの、臨時に外から呼んできた者のみに接待させる営業を行っている店であり、かつ、Go To Eat キャンペーンに参加している間は、食事券の利用者又はポイントの付与対象者・利用者かどうかに関わらず、利用客に対して接待飲食等営業を行わず、その旨を店頭に掲示します。

### 【行政への協力】

- 当店は、Go To Eat キャンペーン期間中に、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）第 24 条第 9 項に基づく協力の要請があった場合には、それに従います。また、同法に基づく要請でないものであっても、営業時間の短縮等、国又は地方公共団体からの要請があった場合には、それに従います。
- 当店は、Go To Eat キャンペーン期間中に、当店の従業員から新型コロナウイルスの感染者が発生したことを把握した場合には、速やかに保健所に報告します。
- 当店は、農林水産省又は県（委託先を含む）が事前通告なしに行う訪問調査に協力します。
- 登録の際に提供した情報及び Go To Eat の対象店舗となった場合はその旨を Go To トラベル事務局に提供することに同意します。

### 【新型コロナウイルス感染防止対策の取組等】

- 当店は、「高知家あんしん会食推進の店認証制度」（令和 3 年 7 月 9 日、高知県）に基づく感染防止対策に係る基準（以下、「認証基準」という。）を遵守します。
  - ◆ 次のいずれかに該当します。
  - 当店は、高知家あんしん会食推進の店認証制度に基づき、令和 3 年 9 月 10 日までに、認証申請を行います。
  - 当店は、高知家あんしん会食推進の店認証制度に基づき、認証申請をすでに行っています。
  - 当店は、高知家あんしん会食推進の店認証制度に基づく認証を取得しています。
  - 当店は、「外食業の事業継続のためのガイドライン」（令和 2 年 5 月 14 日（令和 2 年 11 月 30 日改正）、一般社団法人日本フードサービス協会、一般社団法人全国生活衛生同業組合中央会）に基づき、新型コロナウイルス感染症予防の取組を実施します。
  - 当店は、カラオケ設備を有している場合であっても、食事券の利用者又はポイントの付与対象者・利用者かどうかに関わらず、利用客に当該設備を使用させません。
- ※ 取組内容の店頭掲示や利用者に対する周知のために必要なポスター等については、農林水産省から提供します。

**【高知県 Go To Eat キャンペーン参加店舗条件の遵守】**

- 当店は、「Go To Eat 食事券発行事業コンソーシアムこうち」が策定した参加店舗募集要項の中に記した内容に同意し、遵守します。
- 当店は、Go To Eat キャンペーンにおいて、「Go To Eat 食事券発行事業コンソーシアムこうち」より改善要請等があった場合はそれに従います。

**【参加登録の取消】**

- 当店は、ガイドライン及び認証基準の遵守に係る不備について、農林水産省、所在する地方公共団体又は「Go To Eat 食事券発行事業コンソーシアムこうち」の指摘に適切に対応しない場合や本誓約書の誓約内容に違反や虚偽があった場合、「Go To Eat 食事券発行事業コンソーシアムこうち」により参加登録が取り消されることに同意します。

私は上記内容を宣言の上、Go To Eat キャンペーンに参加いたします。

令和 年 月 日

店舗名： \_\_\_\_\_

代表者： \_\_\_\_\_ 代表印